

令和4年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「 条 例 案 」 5 件</b>	
1	<p>秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）：令和4年5月2日公布、一部を除き令和4年10月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（令和4年法律第35号）に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子の出生の日から57日間と6月を経過する日までに任期が満了すること等が明らかでない非常勤職員は、育児休業をすることができることとする。</li> <li>2 子の養育の事情に応じ、子が1歳6箇月に達する日までの間に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦で交替して取得することができること等とする。</li> <li>3 子の養育の事情に応じ、子が2歳に達する日までの間に取得することができる非常勤職員の育児休業について、夫婦で交替して取得することができること等とする。</li> <li>4 子の出生の日から57日間の期間内に取得する育児休業は、原則2回取得することができる育児休業から除くこととする。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等</p> <p>令和4年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
2	<p>秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）：令和4年3月31日公布、一部を除き令和4年10月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>雇用保険法等の一部改正（令和4年法律第12号）に伴い失業者の退職手当の支給要件等を改めるとともに、退職手当の支給対象となる非常勤職員の勤務日数に係る要件を緩和するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p>

		<p>1 職員とみなして退職手当を支給する非常勤職員の1月の勤務日数に係る要件を緩和する。</p> <p>2 退職者であって、基本手当に相当する退職手当の受給資格に係る離職の日後に事業を開始したものが市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間を受給期間に算入しないこととする。</p> <p>3 雇用情勢が悪い地域に居住する等の要件を満たす退職者に係る退職手当の給付日数に関する暫定措置を令和7年3月31日まで延長する。</p> <p>4 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和4年10月1日から。ただし、2および3は公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
3	秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別工業地区における建築物の建築の制限について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 特別工業地区において建築してはならない建築物を定める。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
4	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号):令和4年5月20日公布、一部を除き同月31日施行	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正(令和4年法律第44号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
5	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 太平中学校および城東中学校の統合ならびに秋田西中学校、豊岩中学校および下浜中学校の統合に伴い、太平中学校、豊岩中学校および下浜中学校を廃止するため、改正しようとするもの</p>

「単行案」 7件

6 字の区域を変更する件

○改正要旨  
 太平中学校、豊岩中学校および下浜中学校を削る。  
 ○施行期日  
 令和5年4月1日から

○大戸百崎地区県営農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市上北手大戸字関上 226番1、227番1、228番1、229番1の一部、230番の一部、231番から236番まで、237番の一部、238番1の一部、239番1、240番1、241番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手大戸字堀ノ内

7 秋田市旧松倉家住宅の指定管理者を指定する件

※提出根拠法：地方自治法第260条第1項

○旧松倉家住宅の指定管理者を指定しようとするもの  
 ・指定管理者  
 株式会社秋田東北ダイケン  
 ・指定の期間  
 令和5年3月21日～令和10年3月31日  
 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

8 市道路線を廃止する件

○道路改良に伴い、重複する路線を整理するため、市道路線を廃止しようとするもの  
 ・廃止路線 2路線 延長42.20m  
 ※提出根拠法：道路法第10条第3項

9 市道路線を認定する件

○宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの  
 ・認定路線 7路線 延長515.10m  
 ・認定後の市道路線延長 約2,025.6km  
 ※提出根拠法：道路法第8条第2項

10	上北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結する件	<p>○上北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 秋田市上北手猿田字苗代沢36番1、37番1</li> <li>・契約金額 257,180,000円</li> <li>・契約先 中山・田村建設工事共同企業体</li> <li>・工期 令和5年7月31日まで</li> <li>・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>構造 木造平家建て</li> <li>建築面積 628.52㎡</li> <li>延べ面積 533.29㎡</li> <li>施設内容 洋室(3室)、調理室、多目的ホール、事務室等</li> <li>外構工事 一式</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
11	秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託契約を締結する件	<p>○秋田市LED防犯灯交換および修繕業務委託契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行場所 秋田市内一円</li> <li>・契約金額 542,300,000円</li> <li>・契約先 秋田電気工事協同組合</li> <li>・履行期間 令和8年3月31日まで</li> <li>・業務概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>LED防犯灯交換および修繕業務</li> </ul> </li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
12	立木を売り払う件	<p>○市有林の立木を売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売払場所 秋田市雄和萱ヶ沢字餅搦沢28番ほか2筆</li> <li>・売払内容 スギ立木 8,691本、10,673.58m<sup>3</sup></li> <li>・契約先 秋田中央森林組合</li> <li>・売払価格 25,300,000円</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
<b>「 予 算 案 」 3 件</b>		
13	令和4年度秋田市一般会計補正予算(第4号)の件	○資料別紙
14	令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第2号)の件	
15	令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算(第1号)の件	

<b>「 決算認定 」 3 件</b>	
16	令和3年度秋田市水道事業会計決算認定の件
17	令和3年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
18	令和3年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件
<b>「 追加提案 」</b>	
<b>「 人事案 」 4 件</b>	
19	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件
20	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
21	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
22	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
<b>「 決算認定 」 1 件</b>	
23	令和3年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件

○資料別紙



○公平委員会委員松橋彰雄氏の任期満了(令和4年9月30日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの  
 ・任期4年  
 ※提出根拠法: 地方公務員法第9条の2第2項

○人権擁護委員長谷部正直氏の任期満了(令和4年12月31日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの  
 ・任期3年  
 ※提出根拠法: 人権擁護委員法第6条第3項

○人権擁護委員伊藤順子氏の任期満了(令和4年12月31日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの  
 ・任期3年  
 ※提出根拠法: 人権擁護委員法第6条第3項

○人権擁護委員佐藤芳昭氏の退任(令和3年12月10日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの  
 ・任期3年  
 ※提出根拠法: 人権擁護委員法第6条第3項